

## 2002年度総会報告

## 2002年度 事業報告

## 1. 第8回研究大会の開催

2003年3月23日, 明治学院大学

- ・ シンポジウムテーマ: 「日本バレーボール再建へのシナリオ」
- ・ 話題提供者: ゴードン・メイフォース氏, 川口哲生氏, 砂田孝士氏
- ・ 研究発表10件, コミュニケーション・アゴラ3件

## 2. 研究集会の開催

第1回: 2002年7月7日, 明治学院大学白金キャンパス, 参加者56名

テーマ「Spike it! ～スパイク理論とそのコーチングを再考する～」

第2回: 2002年11月10日, 富山市体育文化センター, 参加者66名

テーマ「Spike it! ～スパイク理論の秘密に迫る～」

## 3. 機関紙「バレーボール研究」の発行および発行準備

2002年5月1日に4巻1号を発刊

2003年5月5巻1号の発刊にむけて現在準備中

## 4. 学会会報 (ニュースレター) の発行

1回発行, No. 9: 2002年9月10日

## 5. バレーボール関係研究文献データ・ベースの整備と運用

バレーボール学会ホームページ上で公開

## 6. 研究調査補助 3件の研究調査に補助

1) 「千葉県家庭婦人バレーボールチームの現状と課題～活動参加の促進・阻害要因に関する分析的研究～」徳永文俊, 鈴木和弘 (国際武道大学), 渡辺 孝 (ミズノ)

2) 「スパイク動作中の下肢および上肢の発揮関節トルクとスパイク・パフォーマンスの関連」黒川貞生 (女子美術大学), 矢島忠明 (早稲田大学), 亀ヶ谷純一 (明治学院大学), 鈴木陽一 (早稲田高等学院), 黒川道子 (国際武道大学), 伊藤雅充 (日本体育大学)

3) 「バレーボールにおけるクラブマネジメントと組織間連携に関する研究～主に「企業」組織との連

携に着目して～」

松田裕雄, 都澤凡夫, 中西康巳, 秋山 央, 清川健一 (筑波大学), 遠藤俊郎 (山梨大学)

## 7. 会員名簿の発行

機関誌4巻1号の郵送時に同封配布

## 8. 諸会議の開催

幹事会

第1回: 2002年7月7日 明治学院大学白金キャンパス記念館本館2階大会議室

第2回: 2002年11月9日 とやま自遊館

第3回: 2003年2月2日 早稲田大学体育局2F会議室

第4回: 2003年3月22日 明治学院大学白金キャンパス本館10階会議室

総会: 2003年3月23日 明治学院大学白金キャンパス  
主要幹事会

第1回: 2002年5月25日 早稲田大学体育局2F  
会議室

企画委員会

第1回: 2002年4月22日 女子美術大学

第1回委員長・副委員長会議 2002年7月30日  
新宿喫茶滝沢

第2回委員長・副委員長会議 2002年12月25日  
新宿喫茶滝沢

編集委員会

第1回: 2003年2月2日 早稲田大学体育局2F  
会議室

第2回: 2003年3月22日 明治学院大学2F会議室

総務委員会

第1回: 2002年5月25日 早稲田大学体育局2F  
会議室

## 9. その他諸事業の実施

・ 学会ホームページの運用と整備

: <http://www.ccn.yamanashi.ac.jp/~endou/jsvr>

・ 役員用メーリングリストの運用

・ 会員研究用メーリングリストの構築と運用

・ 役員選出方法に関する検討WGの設置とその活動

・ 学会表彰に関する検討WGの設置とその活動

・ 学会HPに関する検討WGの設置とその活動

## 2002年度収支決算中間報告

## 1. 収入の部

(円)

項目	金額		摘要
	予算額	決算額	
会費	600,000	924,000	@3,000円×308名分
大会等参加費	300,000	54,000	第1回研究集会一般 参加10名：13,000円 第2回研究集会一般 参加42名：41,000円
広告費	200,000	179,580	機関誌広告料 2件
広告費(前受金)		0	
繰越金	2,279,202	2,279,202	2001年度より繰り越し
雑収入	10,000	170	預金利息
合計	3,389,202	3,436,952	

## 2. 支出の部

(円)

項目	金額		摘要
	予算額	決算額	
会議費	150,000	18,614	
事務費	150,000	28,437	
通信費	300,000	115,900	
大会費	700,000	786,076	第1回研究集会： 192,121円 第2回研究集会： 293,955円 第8回研究大会： 300,000円仮払い
印刷費	200,000	105,000	ニュースレター
機関誌発行費	700,000	509,775	「バレーボール研究4巻1号」発行
委員会経費	300,000	130,785	編集：30,785円 企画：100,000円仮払
調査研究費	200,000	300,000	調査研究補助3件
予備費	589,202	0	
次年度繰越金	0	1,442,365	
合計	3,389,202	3,436,952	

以上御報告申し上げます。

2003年3月23日

バレーボール学会

総務委員会

委員長 遠藤俊郎 印略

証拠書類等を監査の結果、以上の報告に相違ない  
ことを御報告いたします。

2002年3月23日

バレーボール学会

監事 原田智 印略

高橋和之 印略

## 総会議案

議長団：島津 大宣・森田 昭子

- 1) バレーボール学会会則改正並びに役員選出に関する申し合わせ事項について役員選出方法に関する検討WG(委員長柏森康雄)からの答申に基づき、遠藤総務委員長より別紙資料の改正案が提案され承認された。
- 2) 「バレーボール研究」投稿規定の改正にていて柏森編集委員長より別紙資料の改正案が提案され承認された。なお、今回から投稿原稿の提出期限を1月末日とすることも了承された。
- 3) 2003年度事業計画(別紙参照)
- 4) 2003年度収支予算(別紙参照)

\*上記の議案が承認されました。



総会風景

## バレーボール学会会則改正

平成15年3月23日

## 【現 行】

## 【改 正】

(名称)

第1条 本会は、バレーボール学会（The Japanese Society of Volleyball Research）と称する。

(目的及び事業)

第2条 本会は、バレーボールに関する科学研究とその発展に寄与するとともに、会員相互の情報交換、研究協力を促進することによって文化としてのバレーボールの発展をはかり、これによってバレーボールの実践に資することを目的とする。

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 研究大会の開催
2. 研究集会・講演会等の開催
3. 機関誌「バレーボール研究」、会報、会員名簿の刊行、ならびにその他の出版
4. 研究の学際的、国際的交流
5. その他本会の目的に資する事業

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し、本会会費を毎年度納入している者をいう。

第5条 本会は特別会員の参加を認める。特別会員とは、第4条で規定した会員以外の団体及び個人で、本会の趣旨に賛同する者をいう。

第6条 会員で2カ年会費を納入しない者は退会したものとみなす。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長（1名）
2. 副会長（若干名）
3. 幹 事（若干名）
4. 監 事（数名）

\*現会則第16条（顧問）の条項を第9条に移す。

## 第1章 総 則

第1条 本会は、バレーボール学会（The Japanese Society of Volleyball Research）と称する。

第2条 本会は、バレーボールに関する科学研究とその発展に寄与するとともに、会員相互の情報交換、研究協力を促進することによって文化としてのバレーボールの発展をはかり、これによってバレーボールの実践に資することを目的とする。

## 第2章 事 業

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 研究大会の開催
2. 研究集会・講演会等の開催
3. 機関誌「バレーボール研究」、会報、会員名簿の刊行、ならびにその他の出版
4. 研究の学際的、国際的交流
5. その他本会の目的に資する事業

## 第3章 会 員

第4条 会員の種別は次の通りとする。

1. 正会員：本会の趣旨に賛同し、本会会費を毎年度納入している者をいう。
2. 特別会員：正会員以外の団体及び個人で、本会の趣旨に賛同する者をいう。

第5条 本会に入会を希望する者は、会費を添えて事務局に申し込むものとする。

第6条 会員は、本会の機関誌その他研究情報に関する刊行物の配付を受けることができる。

第7条 正会員で2カ年会費を納入しない者は退会したものとみなす。

## 第4章 役 員

第8条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長（1名）
2. 副会長（2名）
3. 理 事（25名）
4. 監 事（2名）

第9条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、理事会の推薦により、総会において決定する。

(役員を選任及び任期)

第8条 役員を選任は幹事会の議を経て、総会で決定する。

第9条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の実務)

第10条 本会の役員は、次の責務を負う。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代行する。
3. 幹事は、幹事会を構成し、幹事長を選出する。また、会務を処理し、本会運営の責にあたる。
4. 監事は、本会の会務を監査する。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び幹事会から構成される。

第12条 総会は、年1回会長がこれを招集し、次の事項を審議する。

1. 役員を選出
2. 事業報告及び収支報告
3. 事業計画及び収支予算
4. 会則、会費の改正
5. その他重要事項

(会計)

第13条 本会の経費は、次の収入によって支出する。

1. 会員の会費（会費の額は幹事会の議を経て総会で決定される）
2. その他

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

(事務局)

第15条 本会の事務局は、原則として幹事長が所属する機関に置く。

(顧問)

第16条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、幹事会の推薦により、総会において決定する。

(付則)

本会則は2002年3月17日より施行する。

第10条 役員は次の各項により選任される。

1. 会長・副会長及び監事は、理事会の議を経て、総会において決定する。
2. 理事の選出は、選挙管理委員会が行い、正会員による5名連記の投票により選出し、総会において決定する。
3. 理事のうち若干名は会長が委嘱することができる。

第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし任期途中であっても、事故等により活動が不可能となった場合、あるいは本会の役員としてふさわしくない行為等があった場合は、理事会の議を経て、これを解任することができる。

第12条 本会の役員は、次の責務を負う。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代行する。
3. 会長・副会長および理事は理事会を構成し、理事長を選出する。
4. 理事長は会長を補佐し、総会及び理事会の議決に基づき、会務を執行する。
5. 理事会は、必要に応じて専門委員会を設け、委員を委嘱することができる。
6. 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

## 第5章 会議

第13条 本会の会議は、総会及び理事会から構成される。

第14条 総会は、年1回会長がこれを招集し、次の事項を審議する。

1. 役員を選出
2. 事業報告及び収支報告
3. 事業計画及び収支予算
4. 会則、会費の改正
5. その他重要事項

## 第6章 会計

第15条 本会の経費は、次の収入によって支出する。

1. 正会員の会費（会費の額は理事会の議を経て総会で決定される）
2. その他

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

## 第7章 事務局

第17条 本会の事務局は、原則として理事長が所属する機関に置く。

## 第8章 付則

本会則は2003年3月23日より施行する。



## 役員選出方法に関する申し合わせ事項

平成15年3月23日

## 〔目的〕

1. 会則第10条による役員選出を円滑ならしめるために本申し合わせ事項を定める。

## 〔選挙管理委員会〕

2. 会長は正会員（理事）の中から、選挙管理委員5名を委嘱し、選挙管理委員会（以下「選管委」という）を組織する。
3. 選管委は会長の命により選挙に関する事務処理を行う。
4. 選管委は互選により、委員長・副委員長各1名を選出する。委員長は選管委を代表し、その業務運営の責に任じ、副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故あるときはこれを代理する。委員は選管委の業務を行う。

## 〔被選挙権・選挙権の付与〕

5. 役員被選挙権は役員任期満了年度の前年度会員であり、当該役員選挙投票締切日において、引きつづき正会員である者に、また、選挙権は当該役員選挙投票開始日に正会員である者に付与される。

## 〔役員選挙の順位〕

6. 役員選挙は会長、副会長、監事、理事の順に行う。

## 〔会長、副会長の選出〕

7. 理事会において会長1名、副会長2名の候補者を選出し、総会において決定する。

- \* 役員任期満了年度の11月開催予定の理事会で行う。
- \* 会長推薦理事は会長、副会長の選出には選挙権を有しない。

## 〔監事の選出〕

8. 監事2名は正会員の中から会長が任命し、総会において決定する。

## 〔理事の選出〕

9.
  - (1) 理事には会員選出理事および会長推薦理事をおくものとする。
  - (2) 会員選出理事の選挙は正会員による5名連記の書面投票による。
  - (3) 会員選出理事の投票は、予め送付する投票用紙を用い、指定の期日までに選管委に到着したものを有効とする。
- \* 選挙は役員任期満了年度の1月開催予定の理事会までに行う。
- (4) 理事の当選者はそれぞれの得票数の順により、上位から定数までとする。
- (5) 定数の境界に同点者が生じた場合は、選管委がこれを抽選する。
- (6) 会長推薦理事は会長、副会長、監事、理事の選挙終了後、会長が推薦する。

## 「バレーボール研究」投稿規定改正

平成15年3月23日

## 〈現行〉

2. 投稿内容及び種別等  
 <投稿種類の内容>
  - 1) 総説；特定の研究領域に関する調査・研究等の総説や解説。均等で広い視野をもつものとする。
  - 2) 原著論文；原著は独創性に富み、本誌、他学会誌および他学術誌に未投稿の研究論文とする。
  - 3) 研究資料；調査や実験の結果を主体にした報告で、バレーボールの研究上客観的な資料とし価値が認められるものが望ましい。技術についての客観的資料、また、諸外国のトレーニングや練習内容、ニュース、書評についての問題提起も含む広範囲の分野。
  - 4) 指導法及び指導記録；現場指導の問題点、選手育成の成功例・失敗例など。
  - 5) 練習法及び練習記録；練習の実践例報告。
  - 6) 内外の研究動向；文献紹介など。
  - 7) その他；バレーボールに関する全般的な情報。
4. 原稿一般規定
- 11) 追加

## 〈改正〉

2. 投稿内容及び種別等  
 <投稿種類の内容>
  - 1) 総説；今日的課題や将来の展望など内外諸研究を広く検討し、独自の観点から総合的に概観した論文
  - 2) 原著論文；オリジナルな実証的または理論的な研究論文。本誌、他学会誌、および他学術誌に未投稿の研究論文。
  - 3) 実践論文；バレーボールに関する諸活動の実践を通して得られた情報に基づく実用的価値の高い論文。
  - 4) 研究資料；内外の諸研究の追試的検討、新しい装置や方法、ならびに試験的な実証的または理論的な研究。
  - 5) 指導実践報告；現場指導の問題点、選手育成の成功例・失敗例。また練習の実践例報告など。
  - 6) 内外の研究動向；文献紹介など
  - 7) その他；バレーボールに関する全般的な情報。
4. 原稿一般規定
- 11) 本誌に記載された論文の著作権はバレーボール学会に帰属するものとする。
- 12) 現11) 項が12) 項になる。

## 2003年度事業計画

1. 第9回研究大会の開催
2. 研究集会の開催
3. 機関誌（バレーボール研究：Journal of Volleyball Sciences：JVS）  
第5巻の発行と第6巻の発行準備
4. 学会会報（ニューズレター）10号の発行
5. バレーボール関係研究文献データベースの整備と運用
6. 会員名簿の発行
7. 研究調査補助  
「バレーボール用語の使用に関する調査－各レベルにおける指導者と選手へのアンケート調査－」  
工藤健司（堺女子高校）、柏森康雄（大阪体育大学）
8. 諸会議の開催
9. ワーキンググループを含む、その他諸事業の実施

## 2003年度収支予算

## 1. 収入の部

(円)

会費	金額	摘要
会費	720,000	@3,000円×240名分(概数)
大会等参加費	220,000	研究集会：@1,000円×20名 (一般参加者概数) 研究大会：@4,000円×50名 (参加者概数)
広告費	200,000	機関誌広告料
繰越金	1,442,365	2002年度より繰り越し
雑収入	10,000	預金利息等
合計	2,583,365	

## 2. 支出の部

(円)

会費	金額	摘要
会議費	50,000	諸会議
事務費	50,000	会費銀行振替関連経費、 振込手数料、事務用品等
通信費	200,000	郵送費等
大会費	500,000	研究大会、研究集会等の開催経費 (研究大会200,000円・ 研究集会各150,000円)
印刷費	100,000	ニューズレター・学会封筒・資料等の印刷
機関誌発行費	550,000	「バレーボール研究5巻1号」発行
委員会経費	150,000	総務、編集、企画委員会、各5万円
調査研究費	200,000	調査研究補助費・プロジェクト研究費
広報費	100,000	
予備費	100,000	
次年度繰越金	583,365	
合計	2,583,365	

## 事務局だより

2003年3月23日、総会・研究大会が明治学院大学において開催されました。今回で8回目を数える研究大会は、亀ヶ谷実行委員長、黒川実行委員会事務局長の尽力によって、成功裡に終了することができました。

特にシンポジウムにおいては「日本バレーボール界再建へのシナリオ」をテーマに、3名のシンポジストを迎え、活発な討論が行われました。

堺プレイヤーズで監督をされるゴードン氏からは、年代を追った世界のバレーの強化の変遷が説明され、今、日本がなにをすべきかについて、アメリカナショナルチームの指導法の紹介を交えながら言及されました。フジテレビスポーツ局制作担当部長の川口氏からは、ビジネス界・バレー界・テレビ界の現在の業界展開の現状と、なぜ、フジテ

レビがワールドカップバレーに入れ込んでいるのか、フジテレビがバレーボールの復活に対してどれだけ熱い想いで対応しているのかについて熱く語られ、バレーボールは決して死んでいないことが強調されました。日本バレーボール協会専務理事の砂田氏からは、現在行っている組織・システム改革の現状についての説明がなされ、現在提案している新しいシステムによる強化・普及策の浸透を図る必要性について言及されました。

バレーボール学会が、現在のバレー界に対して、なにができるのか、バレーボールの強化・普及のためになにをしなければならないのか、その方向性が示唆されるとともに、今後、さらに、日本バレーボール協会との連携を強め、また、バレーボールを優良なソフトとして育てようとするマスメディアと協力関係を築くことの必要性を再認識いたしました。

また、第8回研究大会では、10件の研究発表と、3件のコミュニケーション・アゴラが行われました。最近、各学会等において、バレーボール関連の研究発表が少なく、バレーボールの科学的アプローチがおざなりになっている傾向があります。より多くの研究発表が、本会を含めた様々な場で、発表され、議論されることを切に望んでいます。

バレーボール学会では、年に1回の研究大会以外でも、より現場の指導に密着した話題を提供、議論することを目的として、年に2回、研究集会を開催しています。2002年度は、スパイクの技術という最も身近で、現場で役立つ内容をテーマに、7月に明治学院大学で、11月に富山で研究集会が開催されました。

年間のテーマを決めての研究集会も初めての試みでしたが、バレーボール学会の日常的な活動であるメーリングリストで意見交換してきたことが、研究集会という場で、多くの方と公開討論できたことをなによりも嬉しく思います。

本会も会員数が500名弱となりました。昨年の機関誌でも報告させていただいたように、2004-2005年度役員は、会員全員による選挙にて選出されます。今年度、この方式による選挙が行われますが、有効票は、2003年度年会費を納入いただいた会員ということになります。

事務局では、毎年、年会費未納会員に督促をさせていただいています。本会は、会員の年会費を活動基盤としているため、年会費の未納は、本会の活動を制限してしまいます。

会員の皆様には、本会の活動主旨をご理解いただき、会費の納入にご協力いただくようお願い申し上げます。大変、不本意ではありますが、本年度は、未納年数の多い一部会員の登録を抹消する予定です。

また、会費の引き落としに関しても、多くの会員にご協力いただき、徐々にその体制が整いつつありますが、相次ぐ銀行の合併、支店の統廃合で、引き落としのためにご提出いただいた情報の見直しに四苦八苦している状況で、文書で予告をさせていただいた、5月引き落としの事務手続きがかなわず、皆様にご迷惑をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。(H.G)